

国土交通省では、毎年、「テレワーク人口実態調査」を実施し、公表しています。（令和7年度終了）

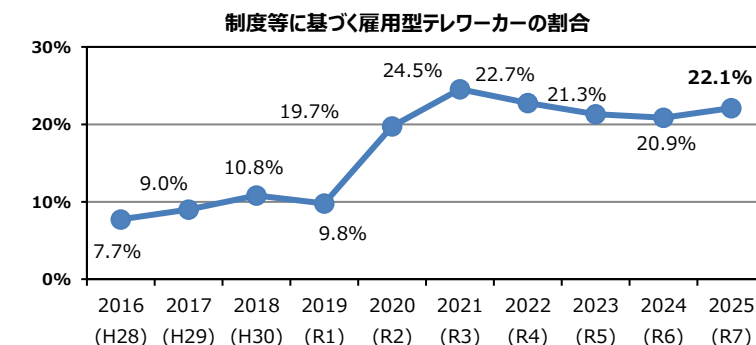
【主な調査結果】

【調査方法：就業者を対象に、有効サンプル数40,000人にWEB アンケート調査を実施】

制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合

勤務先が在宅勤務制度を整えている場合など、テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカー※1の割合は22.1%であった。

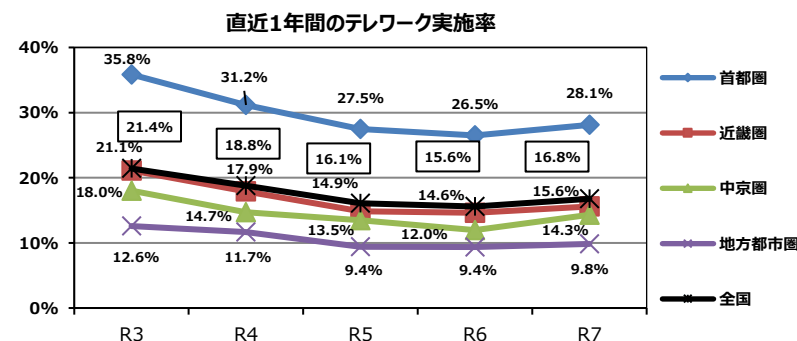
※1 雇用型就業者のうち、これまでテレワークをしたことがある人



直近1年間のテレワーク実施率

コロナ禍以降の直近1年間のテレワーク実施率※2は、令和6年度までどの地域も減少傾向であったが、令和7年度は増加し、全国平均ではコロナ流行前と比較し高い水準を維持し、定着傾向。

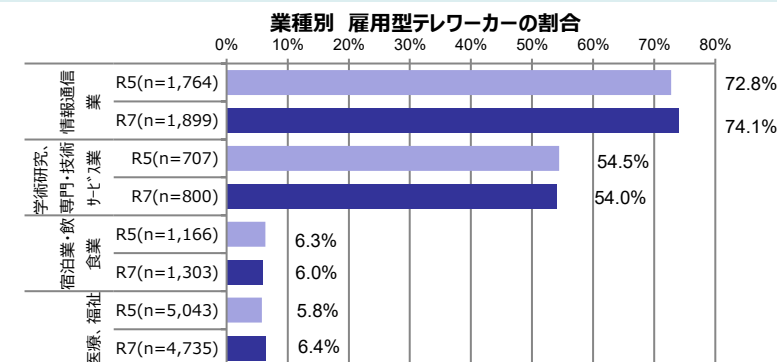
※2 雇用型就業者のうち、各調査年度において直近1年間にテレワークを実施しているテレワーカーの割合



業種別テレワーカーの割合

業種別のテレワーカーの割合は、雇用型テレワーカーで、「情報通信業」が最も高く74.1%、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」で54.0%と高い。一方、「宿泊業・飲食業」が6.0%と最も低く、次いで「医療・福祉」が6.4%と低い。

※3 テレワーカーの割合の高い業種、低い業種を抜粋



地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業(令和6年度創設)

事業概要

地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住の推進、地方の定住促進を図るため、立地適正化計画策定済み市町村等が、居住促進を図る区域で、使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備等を行う場合に支援を行う。

■ 支援要件

- ・市町村等で移住・二地域居住に関する取り組みをこれまで積極的に行ってきたこと。
- ・市町村が立地適正化計画(都市再生特別措置法 第81条 第1項)を策定していること。
- ・市町村が、特定居住促進計画（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 第22条 第1項）を策定していること。
（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、計画を策定する見込みの場合も含む）
- ・当該計画に基づきテレワーク拠点施設整備とあわせて、総合的な移住・二地域居住促進策を行うこと。

- 支援内容
- 【ハード】：①使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備
②上記施設に併設する関連施設（移住相談・交流スペース、子育て支援施設・キッズスペース 等）の設置
- 【ソフト】：③同施設で実施する移住・二地域居住に向けた交流イベント や 移住・二地域居住に関する情報発信 等

①②③の
すべてを行うこと

■ 交付対象

- ・市町村
- ・特定居住支援法人



魚沼市『こいでテラス』



境町『SWORK + KIDS』



小山市 移住者交流会

■ 補助率

- ・市町村： 1/2
- ・法人： 1/3（市町村が補助対象事業へ補助する場合に限る。）

■ 対象区域：①かつ②

- ①立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域、地域生活拠点のいずれかに含まれる
- ②特定居住促進計画において定める特定居住促進区域に含まれる
（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、指定見込みの区域も含む）

